

令和6年9月18日

甲緑小学校区内に児童館整備の要望書

山の街まちづくり協議会

1. 神戸市における児童館活動の問題点

児童館の基本的特性（児童館ガイドライン・平成30年10月1日改正）

「児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である」と定義している。すなわち、「児童館は唯一子どもが自ら選んで行くことができる児童福祉施設であることから、子どもが有する権利を保障する施設である」と言える。

しかし、神戸市の現状は、児童館内の学童保育利用児童が増加し、他の自由来館の子どもが利用しづらい状況にあることは否めず、子どもが有する権利を保障する施設とは言えない状態の児童館が多い。

（社会保障審議会児童部会の第3回児童館のあり方に関する検討ワーキンググループで指摘されている・R4.11.22）

2. 「桜の宮児童館の定数に達していない」という指摘について

桜の宮児童館の館長に確認したところ、学童保育の定数は90人で、現在は70人である。しかし、桜の宮市営住宅の2期建替え高層再整備が進行中であり、完成し再入居し、周辺残地の民間戸建て分譲入居が完了すれば、90人越えてしまうと心配しているとのことである。（3年前、学童保育児童は30数人だった）

当方で、市の住宅整備課に確認したところ、2期建替え高層再整備の市営住宅800戸のうち、入居済みが5割強、残り未入居が5割弱もある。さらに高層市住の周辺市住跡は、前期建替え状況を踏まえると、民間の戸建て住宅になると考えられ、館長の心配事が推察される。

3. 子育て支援活動での甲緑小学校区から参加率=1割

桜の宮児童館での子育て支援活動に甲緑小学校区からの参加人数は1割程度しかない。どうしても校区外の児童館の利用は行きづらくなる。さらに、桜の宮児童館へ行くには、甲緑小学校からは「110段階」と呼ばれている階段を上るなどの高低差があり、利用しづらいのが現状である。

4. 現状、甲緑小学校区の児童は、唯一こどもが自ら選んで行くことができる児童福祉施設である児童館を利用できていない。

現状は、市教育委員会では、「小学生児童は放課後、子ども達だけでは、校区外に出ない」よう指導をしているのが現状であり、校区外にある児童館を利用していない。

また、利用しようとしても先に指摘したように、桜の宮児童館へは「110 段階」と呼ばれている高低差があり、利用しづらいのが現状である。

一方、甲緑小学校区内で、民間の山の街駅東土地区画整理事業がまもなく完成して、240軒の戸建住宅の分譲が行われ、それに伴い小学生児童が増加する見込みである。それに加え、山の街駅の南東地域(北鈴蘭台駅までの山)が大阪の業者により買収され宅地として造成される動きがあり、面積では前述の造成地の倍ほどもあり、さらに小学生児童が増加する要素がある。

5. 「子育てしやすいまち」へ 児童館はまちづくり構想の一つの柱

以上のような状況を考慮すると、甲緑小学校区内に「こどもが自由に来館して過ごすことができる児童館」が必要不可欠である。

さらに「今後、児童館が地域における『子どもの居場所』として、その機能・役割を十分に発揮し、誰もが安全・安心して利用できる場所を目指すとともに、虐待、貧困、不登校などの福祉的課題への対応できるソーシャルワーク機能強化を図ることが必要」と、社会保障審議会児童部会の第3回児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ(R4.11.22)のとりまとめ(案)で示されているように、「子どもの居場所」としての機能・役割の重要性が増している。

また、甲緑小学校の崎川校長は「本小学校では火曜日の放課後、のびのび広場を運動場(・図書室)で行っているが、220人/270人の登録があり、放課後みんなと一緒に安全な場所で過ごしたいという多くのニーズがあり、校区内に児童館があれば、更に安全に過ごせる」と子どもの居場所の必要性を語っている。

以上のように、山の街の「子育てしやすいまち」づくりには、児童館は一層必要不可欠の児童福祉施設であり、甲緑小学校区内に児童館の整備を強く要望する。